

○東白川村企業版ふるさと納税実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 寄附対象事業 法第5条第15項の規定に基づき、地域再生計画に記載されているまち・ひと・しごと創生寄附活用事業をいう。
- (2) 寄附対象法人 村の区域内に主たる事務所又は事業所を有しない法人であり、かつ、青色申告書を提出している法人をいう。
- (3) 寄附金 寄附対象事業の実施のための費用として、寄附対象法人が行う10万円以上の寄附金をいう。

(寄附金の使途)

第3条 寄附金は、東白川村まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げた事業に活用する。

(寄附金の申出)

第4条 寄附対象法人は、寄附金の申出を行うときは、東白川村企業版ふるさと納税寄附申出書（様式第1号）を村長へ提出するものとする。

(支払の要請)

第5条 村長は、前条の規定により寄附対象法人から寄附金の申出がされたときは、当該届出された年度の寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内で寄附金の支払を当該対象法人へ要請するものとする。

(寄附の受領等)

第6条 村長は、寄附金を受領したときは、その寄附をした寄附対象法人に対し、地域再生法施行規則（平成17年内閣府令第53号）第14条第1項に規定する当該寄附金の

額及び受領した年月日を証する受領証（様式第2号）を寄附対象法人に交付するものとする。

2 村長は、次に掲げる場合においては、寄附金の申出を拒否し、又は受領した寄附金を返還することができる。

（1）寄附金の受領が公の秩序又は善良の風俗に反するものと認められるとき。

（2）前号に定めるもののほか、村長が特に必要と認めるとき。

（寄附金台帳の作成）

第7条 村長は、寄附金の適正な管理を図るため、企業版ふるさと納税寄附金台帳（様式第3号）を作成するものとする。

（公表）

第8条 村長は、寄附の内容及び当該寄附金を充当した事業について、村のホームページに掲載し公表するものとする。ただし、寄附者の了承が得られない場合は、この限りでない。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年9月1日から施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

東白川村企業版ふるさと納税寄附申出書

年 月 日

東白川村長 様

法人名
代表者名
所在地（本社）

貴村のまち・ひと・しごと創生寄附活用事業を応援したいので、次のとおり寄附を申し出ます。

記

1. 寄附対象事業	寄附を希望する事業にチェックを付けてください。 ☐ 村長に一任 ☐ 産業活動が活発な「にぎわい」のあるむらづくり事業 ☐ 心の豊かさが実感できる「ほこり」のあるむらづくり事業 ☐ お互いに助け合い安心して暮らせる「やさしさ」のあるむらづくり事業 ☐ 安全で快適な暮らしが実感できる「すみよさ」のあるむらづくり事業	
2. 寄附申出額	円	
3. 寄附情報の公表	同意いただける項目すべてにチェックを付けてください。 ☐ 法人名 ☐ 寄附金額 ☐ 活用した事業の名称	
4. 連絡先	担当者名	
	所属	
	電話番号	
	メールアドレス	

※寄附金額は、年度ごとの寄附対象事業の実施に要する費用の範囲内となります。

様式第 2 号（第 6 条関係）

年 月 日

（法人の名称及び代表者の氏名） 様

東白川村長 印

受領証

地域再生法第 13 条の 3 に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附として、下記の寄付を受領したことを証明します。

記

- 1. 事業の名称
- 2. 寄附年月日 年 月 日
- 3. 寄附金額

第3号様式（第7条関係）

企業版ふるさと納税寄附金台帳

[illegible]